

○総務省告示第八十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十六条第一項の登録をしたので、同法第九十条第一項の規定に基づき、次のように告示する。

令和五年三月二十八日

総務大臣 松本 剛明

一 登録認定機関の名称及び住所

S G S ジャパン株式会社

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町一三四番地横浜ビジネスパークノーススクエア I

二 登録に係る事業の区分

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）第四条第一号及び

第二号

三 技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地

神奈川県横浜市都筑区北山田三丁目五番二三号

四 技術基準適合認定の業務の開始の日

令和五年三月二十九日